

H21.10.1 からの出産育児一時金の

受け取り方は3つあります！

1. 出産後に被保険者がジェイティ健保に請求し、一括で原則 42 万円を受け取ることができます。
2. ジェイティ健保には『出産費資金貸付制度』があり、事前に申請し、28 万円を借りることができます。残金原則 14 万円は後日請求することで受け取ることができます。
3. 被保険者が申請および出産費用の受取について、出産する医療機関等と代理契約（合意文書）を締結する手続きを行うことで、ジェイティ健保から出産育児一時金が医療機関等に直接支払うことができます。（直接支払制度の導入）
ただし、出産費用の支払は 42 万円を限度とし、その額を超える場合には、被保険者が医療機関等に支払います。また、出産費用の支払が 42 万円未満の場合には、差額分の請求をジェイティ健保に行い、受け取ることになります。

